

令和3年(ネ)第165号損害賠償請求控訴事件

直送済

令和4年(ネ)第232号損害賠償請求附帯控訴事件

控訴人兼被控訴人(第1審原告) 佐藤敏彦 外1271名

控訴人(第1審原告) 酒井美幸 外29名

被控訴人(第1審原告) 鹿目晴美 外168名

附帯控訴人(第1審原告) 逢坂直子 外42名

被控訴人兼控訴人兼附帯被控訴人(第1審被告) 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

控訴審準備書面(4)

(一審原告ら準備書面(控訴審2)に対する反論)

令和4年9月27日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

被控訴人兼控訴人兼附帯被控訴人(第1審被告) 東京電力ホールディングス株式会社

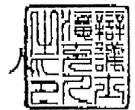
訴訟代理人弁護士

柳田 一



同

滝 充



同

奥田 洋



同

関 卓



同	谷 内	麻里		
同	宮 下	敬		
同	棚 村	友博		代
同	田 中	秀幸		代
同	青 木	翔太郎		代
同	石 神	脩平		代
	訴訟復代理人弁護士	大 胡		
同	松 永	大		

<目次>

第1章	はじめに.....	1
第1	本書の位置づけ.....	1
第2	本書の要旨.....	1
第2章	一審原告らの主張に対する反論.....	2
第1	筒井意見書における不安や心理的ストレスは、「権利又は法律上保護される利益」の「侵害」によって生じたものではない.....	2
1.	客観的状況の伴わない不安や心理的ストレスは法的保護に値しない	2
2.	いわき市における身体被害への懸念は、福島県内の他の地域（中通り）と比べても小さい.....	4
第2	筒井意見書の調査の内容の非合理性.....	6
1.	第1調査について.....	6
2.	第2調査について.....	13

第1章 はじめに

第1 本書の位置づけ

本書では、一審原告らによる2022（令和4）年6月30日付け「準備書面（控訴審2）」（以下「一審原告控訴審準備書面2」という。）に対し、必要な範囲で反論する。

第2 本書の要旨

1. 一審被告東電は、本件地震、本件地震に伴う津波、さらには当該津波の影響によって生じた本件事故により、本件地震の被災地である福島県いわき市の住民に、何らかの心理的な影響が生じた可能性があること自体について、特に否定しているわけではない。

しかし、本訴訟において議論されるべき問題は、本件事故によって、一審原告らの法律上保護された利益が侵害されたか否かという点にある。そして、心理学的に、不安や心理的ストレスを有しているといえるのか否かという議論は、そもそも本訴訟において議論されるべき上記問題の結論を直ちに導くものではなく、これらの不安や心理的ストレスが、①本件事故によって生じたものであって、かつ、②法律上保護された利益が侵害されたことによって生じた損害であることについて一審原告らが主張立証する必要がある。しかし、一審原告控訴審準備書面2は、これらの視点が欠けており、上記①及び②についての主張立証はなされていない。

また、筒井雄二教授（以下「筒井教授」という。）による2022（令和4）年6月21日付け「意見書」（以下「筒井意見書」という。）（甲A662の1～2）も、結局、筒井意見書に記載されている調査結果に示されている不安や心理的ストレスが、本件事故によって生じたものといえるのかについて十分な分

析ができていないと言わざるを得ず、その調査の合理性には疑問がある。

2. そこで、「第2章」において、上記「1」の点を踏まえて、一審原告控訴審準備書面2に対する一審被告東電の反論を述べる。

第2章 一審原告らの主張に対する反論

第1 筒井意見書における不安や心理的ストレスは、「権利又は法律上保護される利益」の「侵害」によって生じたものではない

1. 客観的状況の伴わない不安や心理的ストレスは法律上保護されるものではない

(1) たとえ人間というものが常に合理的な意思決定をするとは限らず、非合理的、感情的な意思決定（一審原告らがいうところの「過剰」な反応）を行うことがあるとしても、そのような意思決定を法律上保護しなければならない理由はなく、客観的な状況のもと「合理性」のある意思決定（あるいは意思決定の制約）であるか否かを検討しなければならない。また、一部の者がその他の大部分とは異なる意思決定を行った場合に、そのような意思決定から生じた不利益等が常に法律上保護されるものでもない。

一審被告東電の令和3年11月30日付け控訴理由書6～9頁においても述べたとおり、本件において、放射線被ばくに対する不安が法律上保護される利益に対する侵害であると評価されるためには、本件事故当時の客観的な状況に基づき、平均的かつ一般的な人（住民）を基準として、「社会生活上受忍すべき限度を超えた」といえないなければならない。

また、仮に本件において「受忍限度論」が適用されないとしても、「具体的な危険の存在を捨象し、そのような諸事情（一審被告東電注；当該裁判例の

控訴人（一審原告）が主張する「原発の状況、放射性物質の性質、情報の錯綜、東京都民の被ばく回避行動、諸外国の避難勧告等」を指す。）に基づき不安感を抱いたことのみをもってその不安感を法的保護の対象とすることは、客観的根拠に基づかない漠然とした不安感を法的保護の対象とすることになりかねないのであって妥当ではな¹いことから（本件事故に関する東京高判平成28年1月13日（乙C55の2））、少なくとも、“当時確立していた科学的知見、実際の放射線量の多寡、住民に提供されていた情報等の本件事故当時の客観的な状況に基づき、一般人を基準として、抱く不安が合理的根拠に基づくといえるか否か”といった客観的な基準（本件事故に関する東京高判平成28年1月13日（乙C55の2）及び東京高判平成28年3月9日（乙C56の2）¹ 参照）を用いて判断しなければならない。

- (2) 筒井意見書で述べられている不安や心理的ストレスというものは、実際の空間放射線量率や、放射線の危険性によって生じたというわけではなく、「何が正しくて、何が間違った情報なのかを識別できない混沌とした状況の中に、市民は投げ込まれてしま^い」、「一部の学者や専門家の、被災者に対する配慮のない、恐怖心を煽るようなコメントや情報も拡散され^た」ことなど、まさに「情報の錯綜」（上記東京高判平成28年1月13日）によって生じたものである（筒井意見書21頁）。すなわち、「客観的根拠に基づかない漠然とした不安感」に過ぎない以上、法的保護に値するものではない。

なお、このように、一審原告らの主張する不安や心理的ストレスが、客観的かつ合理的根拠に基づくものでもないことについては、一審原告ら自身が、本件事故による放射線被ばくに対する不安について、「福島の人々は、安全である対象に対しても敏感に反応し、放射性物質が近くに存在するのではない

¹ いずれも確定判決である。

かと不安になり、恐怖におびえる反応があらわれる可能性も否定できない」
(一審原告控訴審準備書面 2・20頁) と認めているとおりである。

2. いわき市における身体被害への懸念は、福島県内の他の地域(中通り)と比べても小さい

(1) 上記「1」のとおり、一審原告らの主張する不安や心理的ストレスは、客観的かつ合理的根拠に基づくものではなく、「法律上保護される利益」の「侵害」があったとはいえない。この点について、いわき市の客観的状況を踏まえると、いわき市における身体被害への懸念は福島県内の他の地域(中通り)に比べても、さらに小さいことについて補足して説明する。

(2) まず、いわき市では、本件事故直後から空間放射線量率が比較的 low、2011(平成23)年4月には、一審原告らが多数居住している平地区、小名浜地区及び勿来地区を含む複数の観測地点で、既に従来の放射線防護体制の基準である年間1ミリシーベルト(毎時0.23マイクロシーベルト)前後にまで、空間放射線量率が低減していた(乙A188、乙A189、乙A210、乙A211)。

単位：マイクログレイ/時間⇔マイクロシーベルト/時間

測定日 \ 測定地点	いわき合同庁舎 駐車場（平） （最高値/最低値）	小名浜支所 （1回目/2回目）	勿来支所 （1回目/2回目）
平成23年3月20日	0.89/0.75	0.65/0.65	0.41/0.42
平成23年3月30日	0.85/0.64	0.36/0.40	0.49/0.53
平成23年4月10日	0.42/0.33	0.24/0.27	0.25/0.23
平成23年4月20日	0.32/0.28	0.19/0.17	0.14/0.17
平成23年4月30日	0.29/0.26	0.16/0.16	0.16/0.15

(3) また、上記のいわき市内の各地点の空間放射線量率は、以下に示す福島市や郡山市の空間放射線量率と比較して、明らかに低い数値であった（乙A188、乙A210）。

単位：マイクログレイ/時間⇔マイクロシーベルト/時間

測定日 \ 測定地点	福島市 （県北保健福祉事務所東側駐車場） （最高値/最低値）	郡山市 （郡山合同庁舎東側入口付近） （最高値/最低値）
平成23年3月20日	10.10/8.13	2.57/2.33 ²
平成23年3月30日	3.32/2.64	2.65/2.38
平成23年4月10日	2.08/1.80	1.93/1.80
平成23年4月20日	1.77/1.57	1.85/1.58
平成23年4月30日	1.65/1.52	1.61/1.47

(4) したがって、いわき市の客観的な状況を踏まえると、一審原告らは何らか

² 平成23年3月20日の測定のみ測定地点が郡山合同庁舎3階であった。

の不安や心理的ストレスを感じたとしても、当該不安や心理的ストレスは、一般人を基準として、合理的根拠に基づくものとはいえず（つまり、客観的根拠とはいえない、「情報の錯綜」といった事象による「漠然とした不安感」に過ぎず）、法律上保護される利益の侵害によって生じた損害であるとは認められない。

第2 筒井意見書の調査の内容の非合理性

1. 第1調査³について

(1) いわき市の小学生の母親に対する質問事項の不合理性

一審原告らは、質問用紙（甲A662の2）による調査を2015（平成27）年1月に実施した結果、いわき市の小学生の母親の放射線防御行動得点と精神症状得点が他県の小学生の母親と比較して有意に高かったと主張する（一審原告控訴審準備書面2・6～8頁）。

しかし、以下のとおり、いわき市の小学生の母親に対する質問調査は、本件事故との因果関係が不明な質問事項も含まれること、質問事項に誘導効果が認められること等の問題があり、いわき市の小学生の母親の「放射線被ばくに対する不安」が調査結果に正確に反映されているわけではない。

³ ①2011（平成23）年7月から2016（平成28）年1月までの間に、福島市で生活している(a)小学生、(b)小学生の母親、(c)幼稚園児及び(d)幼稚園児の母親を対象に実施された合計6回の質問調査、②①の調査のうち、2015（平成27）年1月に、いわき市で生活している(a)小学生及び(b)小学生の母親を対象に実施された1回の質問調査、並びに、③①の調査のうち、2013（平成25）年1月及び2015（平成27）年1月に、他県（兵庫県及び鹿児島県）で生活している(a)小学生、(b)小学生の母親、(c)幼稚園児及び(d)幼稚園児の母親を対象に実施された2回の質問調査を指す。

ア 精神症状尺度⁴

精神症状尺度に関する8個の質問事項（脚注4）は、いずれも、回答者の状況と本件事故による放射線被ばくの不安との間の因果関係を前提としていないため、本件事故以外の理由により上記の状況が生じた場合も含まれる。特に、いわき市においては、一部地域が本件地震や津波によって壊滅的な被害を受けているため、本件地震及び津波による経験からいわき市民が精神的なショックを受け、質問事項に記載されている精神状態等に陥った可能性は高い。したがって、質問調査の結果、いわき市の小学生の母親に抑うつ反応、PTSD反応、ストレス反応等が見られたとしても、本件事故に起因すると断ずることはできず、むしろ、本件地震や津波に起因するものであると評価する余地が大いにある。

なお、この点については、筒井教授自身も、福島市を含む県北地域で第1調査を実施した理由に関し、「この地域（一番被告東電注：福島市を含む県北地域を指す。）は津波被害を受けていない。その一方で空間放射線量率が比較的高い…。それゆえ、このエリアを調査対象とすることで原子力災害による心理学的影響を、津波による影響と切り離して評価できると考えた。」（乙B8・39頁）と述べており、津波による被害が第1調査の結果に影響することを認めている。

以上より、上記質問事項による調査の結果をもって本件事故の影響であるということとはできない。

⁴ 質問用紙（甲A662の2）には、抑うつ反応、PTSD反応、ストレス反応等の精神症状尺度を図る質問事項として、①いらいらしたり、すぐに腹が立つことがありますか、②物音にビクッとおどろくことがありますか、③気分が落ち込んでしまうことがありますか、④日頃やっている仕事に集中しにくいことがありますか、⑤突然に震災のことが思い出されることがありますか、⑥食欲がない、あるいは食欲がおさえられないことがありますか、⑦疲れやすく、身体がだるいことがありますか、⑧寝つきが悪くなった、あるいは夜中に目が覚めることがありますか、との最近1か月の状況についての8つの質問事項が記載されている。

イ 放射線防衛行動評価尺度⁵

放射線防衛行動評価尺度に関する10個の質問事項（脚注5）のうち、質問事項⑤及び⑩は、「放射線対策として」回答することを前提としているため、放射線の影響を避ける方向で回答するように回答者が誘導されるおそれの大きい質問である。

また、他の質問事項（質問事項①～④及び⑥～⑨）についても同様であり、放射線あるいは被ばくを連想させる質問であり、本件事故後においても福島県に居住する回答者に対し、質問者の意図する方向への誘導効果が認められる。

(2) いわき市の小学生に対する質問調査の回答者

一審原告らは、いわき市で実施した2015（平成27）年1月の調査の結果⁶、いわき市の小学生の精神症状得点が高県の小学生に比べて高い数値

⁵ 質問用紙（甲A662の2）には、放射線防衛行動評価尺度を図る質問事項として、①天気が良ければ洗濯物は外で干していますか（震災前と最近の状況をそれぞれ回答）、②換気扇は使っていますか（震災前と最近の状況をそれぞれ回答）、③窓を開けて部屋の換気をしますか（震災前と最近の状況をそれぞれ回答）、④お子さまの口にする飲み物（水など）を気にしていますか（震災前と最近の状況をそれぞれ回答）、⑤今現在、お子さまが外出する際に、放射線対策としてマスクを着用させますか、⑥今現在、お子さまに外遊びやお散歩はさせますか、⑦今現在、環境放射線量は確認しますか、⑧食品を購入する際、国内の産地を気にしていますか（震災直後と最近の状況をそれぞれ回答）、⑨放射線の影響について調べましたか（震災直後と最近の状況をそれぞれ回答）、⑩今現在、放射線対策として行う休日の過ごし方について、あてはまるものにすべてマークしてください（家の中で過ごす、定期的に郊外・県外などに出かける、室内で遊べる場所に出かける等）、の11個の質問事項が記載されている。

⁶ 質問用紙（甲A662の2）には、精神症状尺度を図る質問事項として、①イライラして怒ったり、痲痺（かんしゃく）を起こしたりする、②勉強や遊びに集中していない、③一人を嫌がる（登園・登校を嫌がったり、トイレ・お風呂についてくる）、④急な物音にびっくりする、⑤何か特定のできごと（災害等）がまた起こるのではないかと怖がる、⑥何かの拍子に、強くおびえることがある、⑦食欲のない日が続く、⑧特定のできごと（災害等）について繰り返し話す、⑨何かのできごと（災害等）に関連した遊びをする、⑩何かを思い出して、取り乱す、⑪無口になり、話すことを嫌がる、⑫他の子供がすすんで参加するような新たな活動に興味を持ちにくい、⑬震災を機に、「赤ちゃん返り（子どもがえり）」がある、⑭「一人ぼっちで寂しい」といった様子が見られる、⑮大人にまどわり

を示していると主張する（一審原告控訴審準備書面2・9～10頁）。

しかし、第1調査については、筒井教授自身が「幼稚園と小学生の調査は、保護者が回答するものであった」（乙B9・262頁）と述べているとおり、上記質問事項に回答したのは、調査対象であるいわき市の小学生ではなく、小学生の保護者である。したがって、上記質問事項に対する回答には保護者のバイアスが影響しており、いわき市の小学生の状況が客観的かつ正確に調査結果へ反映されていたとはいえない。特に、小学生の内心に対する質問事項（質問事項②、⑤、⑭等）については、本人以外の第三者が正確な回答を行うことは困難であり、保護者の心情が回答に大きく影響したと考えられる。

また、上記「(1)ア」でも述べたとおり、いわき市の一部地域は本件地震や津波による甚大な被害を受けていたため、そのような被害の経験により、いわき市の小学生に上記質問事項に係る行動等が見られたことも十分に考えられる。したがって、上記質問事項に対する回答と本件事故との関連性は不明であり、上記質問事項に対する回答が本件事故による放射線被ばくに対する不安へと直ちに結びつくものではない。

(3) 福島市のデータからいわき市のデータを推測する不合理性

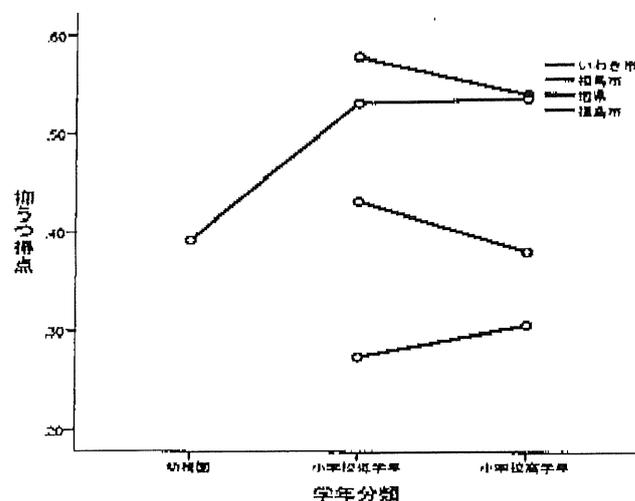
第1調査について、いわき市は、本件事故後4年間（2011（平成23）年～2014（平成26）年）は調査対象となっておらず、かつ、いわき市の幼稚園児及びその母親はそもそも2015（平成27）年1月の調査の対象にもなっていない。このようないわき市における第1調査の不実施について、一審原告らは、2015（平成27）年1月における福島市の小学生及びその母親のデータといわき市の小学生及びその母親のデータが同程度であ

つくこと（保護者から離れない）がある、㊸感情表現を抑えている、㊹特定のできごと（災害等）について、自分を責める、㊺あるできごと（災害等）を連想させることがあると、腹痛や頭痛や吐き気、だるさなどを訴える、㊻災害に関してあったいやなできごとを思い出しにくい、の20個の質問事項が記載されている。

ったと評価して、いわき市において調査が実施されていない期間及び対象者の調査結果についても福島市における調査結果と同様であったという推測が成立すると主張する（一審原告控訴審準備書面2・8～10頁）。

しかし、一審原告らはそもそも2015（平成27）年以外の調査期間における第1調査の結果についてデータを示していないため、異なる調査対象地域の間で2015（平成27）年のデータが同程度であれば他の調査期間のデータも同様であるという推論が成立するかどうかは不明である。さらに言えば、2015（平成27）年1月の調査における福島市民のデータといわき市民のデータは「同程度」と評価できない。すなわち、一審原告控訴審準備書面2で示されている第1調査の折れ線グラフによると（一審原告控訴審準備書面2・6、7、10頁）、いわき市のデータと福島市のデータには相当程度の数値の隔たりがあり、特に、小学校高学年の「抑うつ得点」に至っては、いわき市のデータは、福島市のデータよりも他県のデータの方に近い数値となっている（下記図参照）。

2015年1月データ(筒井(2015)より)



また、筒井意見書では、第2調査におけるいわき市の調査結果について言

及されていないものの、筒井教授が執筆した他の文献では、2011（平成23）年11月から2012（平成24）年3月までにおけるいわき市の乳幼児の母親のストレス得点が決他の調査対象地域の乳幼児の母親のストレス得点と併せて棒グラフで示されている（乙B8・41頁の図3b）。当該棒グラフによると、いわき市の乳幼児の母親のストレス得点は、福島市が含まれる県北地域の乳幼児の母親よりも明らかに低い数値となっている。したがって、福島市のデータからいわき市のデータを推測するというのは、第2調査におけるいわき市と県北地域（福島市）の調査結果と矛盾する。

よって、第1調査における2015（平成27）年の福島市のデータからいわき市のデータを推測できないため、いわき市民が本件事故後4年間は放射性不安や抑うつ、ストレスなどを経験し続けていたという一審原告らの推論は成り立たない。

(4) 本件事故との関連性が不明な質問事項（いわき市の小学生の母親に対する調査）

一審原告らは、筒井意見書12～13頁記載の12個の事柄⁷について、いわき市の小学生の母親が他県の小学生の母親と比較して統計的に有意に高かったと主張する（一審原告控訴審準備書面2・7～8頁）。

しかし、いわき市の一部地域は本件地震や津波による甚大な被害を受けたため、本件地震や津波の影響により震災前後でいわき市民の生活環境は大き

⁷ 具体的には、①震災前に比べて家族関係や友人づきあいについての悩みが増えた、②震災前に比べて子どもの健康や成長についての悩みが増えた、③震災前に比べて子どもの将来についての悩みが増えた、④現在の生活は震災前に比べて不便を感じる、⑤震災後、失業などにより、経済的に大きな問題を感じる、⑥環境放射線量を確認する、⑦放射線の影響について調べる、⑧原発の事故が子どもの健康によくない影響を与えるのではないかと心配している、⑨子どもが病気になったり具合が悪くなったりしたとき、放射線を浴びたせいではないかと不安になる、⑩原発についての報道をみると不安が高まる、⑪福島出身ということで子どもが他の人から差別されないかと心配している、⑫放射線が子どもに与える影響について家族と意見が対立してもめた経験がある、の12個の事柄である。

く変化した。例えば、本件地震又は津波により職場が倒壊し、通常どおり就業できなくなった回答者も当然含まれ得るところ、そのような回答者は、本件事故の有無にかかわらず、質問事項⑤に対して肯定的な回答をされると考えられる。したがって、質問事項①～⑥の震災前後の意識の変化を問う事柄は、必ずしも本件事故による意識の変化であるとは限らず、本件地震・津波による意識の変化が多く含まれている。

また、質問事項⑪については、「福島出身」であることを前提とした質問であるところ、他県の小学生の母親よりもいわき市の小学生の母親の回答の方が有意に高いことは当然である（仮に、「原発事故の影響を受けていない」（甲A662の1・12頁）他県においては同県について質問がなされていたとしても、何の脈絡もなく、同県出身であることで差別を心配することはないため、質問自体が福島県に特化したものである。）。

そして、質問事項⑦～⑩及び⑫は、本件事故前からいわき市と他県との間で回答に差が生じていた可能性が高い。すなわち、ここでの他県とは鹿児島県と兵庫県であると推察されるところ（筒井氏意見書11頁）、このうち、兵庫県には原子力発電所が1つも設置されておらず、本件事故の有無にかかわらず兵庫県民が日常的に放射線の影響について考える機会が乏しかったといえる。したがって、質問事項⑦～⑩及び⑫は、本件事故前から他県の小学生の母親よりもいわき市の小学生の母親の回答の方が有意に高かった可能性があり、当該質問事項に対する回答が本件事故による影響を反映していたと結論づけることはできない。

(5) 本件事故との関連性が不明な質問事項（いわき市の小学生に対する調査）

一審原告らは、筒井意見書16頁記載の4個の事柄⁸について、いわき市の小学生が他県の小学生と比較して統計的に有意に高かったと主張している（一審原告控訴審準備書面2・9頁）。

しかし、上記「(1)ア」でも述べたとおり、いわき市の一部地域は本件地震や津波の被害を受けており、そのような被害の経験からいわき市の小学生の睡眠行動に問題が生じていた可能性は高い。したがって、本件事故による放射線被ばくに対する不安と睡眠行動の問題との関連性は全く不明である。

また、上記質問事項についても、小学生の母親が回答しており、調査対象者である小学生本人が回答したものではないため、回答内容の正確性に疑義がある。

2. 第2調査⁹について

(1) 第2調査の結果と放射線量率の関連性

筒井教授は、第2調査の結果について、「親のストレスや不安、子どものストレスは、居住地域の空間放射線量と関係している。汚染の強い相双や県北は、……いわき……に比べてストレスも不安も高い。」（乙B9・259頁）と述べ、母親と子どものストレスや不安と居住地域の空間放射線量率との間の関連性を認めている。果たしてこのような分析が正確であるのかについては議論の余地があるが、仮にこのような分析を前提とすると、上記「第1-2」

⁸ 具体的には、①恐ろしい夢をみて目をさます、②夜中に2回以上目をさます、③眠るときに親と一緒にいる必要がある、④ひとりで眠るのを嫌がる、の4個の事柄である。

⁹ ①2011（平成23）年11月から2016（平成28）年3月までの間に、相双、県北、県中、県南、会津地域で生活している(a)1歳半の幼児、(b)3歳半の幼児、(c)生後4か月の乳児の母親、(d)1歳半の幼児の母親及び(e)3歳半の幼児の母親を対象に実施された質問調査、並びに、②①の調査のうち、2013（平成25）年11月～2014（平成26）年3月及び2014（平成26）年11月～2015（平成27）年5月に、他県（新潟県、福岡県及び大阪府）で生活している(a)1歳半の幼児、(b)3歳半の幼児、(c)生後4か月の乳児の母親、(d)1歳半の幼児の母親及び(e)3歳半の幼児の母親を対象に実施された質問調査を指す。

で述べたとおり、本件事故直後の時点において、いわき市の空間放射線量率は、福島市及び郡山市と比べて著しく小さいという事実が看過されている。

すなわち、いわき市と他の地域の空間放射線量率が大きく異なっていたにもかかわらず、いわき市のデータを何ら示すことなく、他の地域におけるデータを基に、全ての地域をまとめて「福島県内の低線量被ばく地域で生活する乳幼児及びその母親は本件事故後5年間以上に渡り、被ばく不安や心理的ストレス、抑うつといった精神症状に苦しんでいた。」と結論づけることはできない。

(2) 比較対象である他県の不適切さ

第2調査で比較対象とされている他県とは、新潟県、福岡県及び大阪府である(乙B10)。このうち福岡県と大阪府は、原子力発電所が1つも設置されていない。したがって、本件事故の有無にかかわらず、これらの2県の住民については、日常的に放射線の影響について考える機会が乏しい。

このような事情を踏まえると、10基の原子力発電所が設置されていた福島県は、原子力発電所が設置されていない比較対象である他県と比較して、本件事故前から放射線防御行動得点及び精神症状得点が有意に高かった可能性は否定できず、第2調査の結果が本件事故によるものであると推認することはできない。

(3) いわき市のデータと他の調査地域のデータの比較

一審原告らは、生後18か月及び生後42か月の幼児の精神症状得点について、2013(平成25)年の調査では、県南地域を除くすべての地域ですべての精神症状が他県に比べて有意に高く、かつ、2015(平成27)年の調査では、相双及び県北地域で生活している幼児の精神症状得点は他県

の幼児と比較して有意に高かったと述べた上で、福島県内の低線量被ばく地域で暮らしている18か月及び42か月の幼児の多くが少なくとも2016（平成28）年3月時点まで、本件事故に起因すると考えられる精神症状を示していると主張する（一審原告控訴審準備書面2・13～14頁）。

しかし、筒井意見書上の第2調査のデータには、いわき市のデータが含まれておらず（筒井意見書9頁）、いわき市の幼児の精神症状得点が、他県に比べて有意に高いことは何ら示されていない。

この点、筒井教授が執筆した他の文献には、第2調査における2011（平成23）年11月から2012（平成24）年3月までの乳幼児の母親のストレス得点に関するいわき市のデータが掲載されているところ、当該データによれば、いわき市のデータは、相双、県中、県北地域のデータに比べると数値が低く、県南及び会津地域のデータと数値が近い（乙B8・41頁）。

このことを踏まえると、いわき市については、乳幼児の母親のストレス得点と同様、幼児の精神症状得点についても、県南地域や会津地域のデータと数値が近い可能性があり、筒井意見書からは、いわき市の幼児の精神症状得点が他県の幼児と比較して有意に高かったことは何ら立証されていない。

以上